

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期計画(案)

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は半世紀以上にわたり今もなおロシアの不法占拠の下に置かれている。</p> <p>我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、そのための外交努力が重ねられてきたところであるが、その外交交渉を支える力として、北方四島の返還を求める一致した国民世論の存在が不可欠である。</p> <p>これまでの多年にわたる国民世論の啓発活動及び北方領土返還要求運動の推進により、国民的な合意が形成されてきているが、北方四島の早期返還を実現するためには、今後、国民世論の一層の高揚とその持続が必要である。</p> <p>北方領土問題が未解決な現状において、引き続き重要な意義を有する北方四島との交流については、北方四島の社会</p>		

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>基盤及び在住ロシア人の意識の変化等に対応して効果的な取組や事業の改善を進め、同事業の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>北方四島の元島民は、旧ソ連の占拠により島を追われ、引揚げを余儀なくされたが、北方四島の早期返還の強い願いを持ち続け、返還要求運動の中で重要な役割を果たしてきた。これらの者の子、孫を含む元島民等が置かれている特殊な事情及び特別な地位にかんがみ、その援護のための施策を実施することが必要である。</p> <p>このような背景のもと、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的として設立された独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、領土問題という国家の基本に関わる問題について、国と国民とを結ぶ重要な機能を担うことが期待されており、国民世論の啓発、北方四島との交流、調査研究及び元島民等に対</p>		

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>する援護の業務を行うとともに、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定に必要な資金の貸付業務を行うこととされている。</p> <p>このような役割を十分に果たすため、「独立行政法人通則法」第 29 条の規定に基づき、この目標を定める。</p> <p><b>1. 中期目標の期間</b></p> <p>協会の中期目標の期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。</p> <p><b>2. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 24 年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成 19 年度）に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図</p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p><b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 24 年度）における当該経費の総額を、<u>前中期目標の最終年度（平成 19 年度）</u>に対して、<u>7%削減</u>する。</p> <p>業務経費（<u>特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。</u>）については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図る。</p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p><b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。</p> <p>業務経費については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図る。</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>る。</p> <p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成 18 年 12 月 5 日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)等に基づき、平成 22 年度末に常勤職員を 1 名削減するとともに、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</li> </ul>	<p><u>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成 18 年 12 月 5 日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)等に基づき、平成 22 年度末に常勤職員を 1 名削減するとともに、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</u></li> </ul>	<p>「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 18 年度以降 5 年間で平成 17 年度に対して 5%以上の人員削減を行なうこととし、今中期目標期間中に常勤職員 1 名の削減を行うとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。</li> <li>・ 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</li> <li>・ 保有する北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成 20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。</u></li> <li>・ <u>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</u></li> </ul>	

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>が図られるよう検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。</li> </ul> <p><b>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の形成とその高揚・持続を図るため、以下の業務を行い、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。</u></li> <li><u>財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</u></li> </ul> <p><b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>(1) <u>国民世論の啓発</u></p>	<p><b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>(1) 国民世論の啓発に関する事項</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は 100 回以上を維持する。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況、講演会等参加者の反応の状況等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する</p>	<p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p><u>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。</u></p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況（派遣講師等を通じて把握）等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検</p>	<p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」との組織的、継続的な連携を確保するとともに、返還要求運動に取り組む民間団体と緊密な連絡を図り、これらの組織・団体が実施する各種大会、講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等の事業を支援する。</p> <p>これにより、中期目標期間中の各種大会等に対する支援について、毎年度 100 回以上の水準を保つとともに、定期的な見直しを行う。</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>ものとする。</p> <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等の啓発を行う。また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。</p> <p>研修会の開催等による効果は、参加者の反応の状況により把握し、同会議による成果は、そのフ</p>	<p>討する。</p> <p>「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、<u>保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。</u></p> <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に<u>本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。</u></p> <p><u>また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。</u></p> <p>(1) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府</p>	<p>「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、意見箱を設置し、施設に対する要望等をきめ細かく把握する。</p> <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に対する研修会を根室市において開催する。</p> <p>その際、研修会の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p> <p>(1) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>ィードバックの状況等により把握するものとするが、引き続き、事業による効果を把握するための指標についても検討するものとする。</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。その際、知識をわかりやすく伝えるよう工夫に努める。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業の実施 北方領土問題の解決を含む日露</p>	<p>県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して<u>全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。</u></p> <p>③ <u>わかりやすい情報の提供</u></p> <p><u>刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。</u></p> <p>(2) 北方四島との交流事業 ① <u>元島民や返還運動関係者等と北方四</u></p>	<p>道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。</p> <p>③ インターネット等を活用した情報の提供</p> <p>従来からの刊行物、パンフレット等の媒体に加え、ホームページを通じて関連資料・データを幅広く提供し、国民への啓発を行う。</p> <p>また、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データに関する所在情報を容易に得られるようホームページを整備する。</p> <p>これにより、ホームページのアクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には、20%以上の増加となるようにする。</p> <p>④ 北方四島との交流事業の実施 (7) 元島民、返還運動関係者等の北方四</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。</p>	<p><u>島在住ロシア人との相互交流</u>  <u>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</u></p> <p>② <u>専門家交流</u>  <u>専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</u>  特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、</p>	<p>島への訪問  北方四島交流の対象となる人々（元島民、返還運動関係者等）の北方四島訪問のため、各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施し、又は支援する。  その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p> <p>(イ) 北方四島在住ロシア人の受入  北方四島在住ロシア人の受入に当たり、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。</p> <p>(ウ) 専門家の派遣・受入  専門家の交流事業を実施し、又は支援する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書を提出させて事業の展開に反映させる。</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ)を踏まえ、四島交流等事業に使用する後継船舶の傭船等、同事業に必要な業務を実施する。</p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 調査研究については、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の</p>	<p>日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、<u>報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。</u></p> <p>③ <u>四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</u> <u>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成 20 年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成 24 年度を目途として長期傭船に係る本契約を締結する。</u></p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 <u>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供する</u></p>	<p>現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)</p> <p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を開催し、北方領土問題に係る歴史的・政策的研究、現状分析、返還要求運動の進め</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>低下した事業については積極的に見直し改廃を図った上で、返還運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、真に必要で有益な調査研究を行う。</p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>元島民等は、北方領土問題が未解決のため特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしていることにかんがみて、以下の事業を行う。</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援する。</p>	<p><u>とともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。</u></p> <p><u>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</u></p> <p><u>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</u></p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7) <u>元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</u></p>	<p>方等について、外交交渉当事者等を交え意見交換を行うなど調査研究を進める。</p> <p>また、研究会が中心となり、内外の関連分野の研究者等を招致し、国際シンポジウム等を開催する。</p> <p>研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、適宜取りまとめ、国民世論啓発等に役立てるとともに、年3回以上公表する。</p> <p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p> <p>① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援</p> <p>(7) 元島民等により構成される団体が行う街頭署名活動等の返還要求運動</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業            北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和 36 年法律第 162 号)に基づき、融資事業を実施する。その際、この制度が北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。</p>	<p>(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p> <p>② 自由訪問に対する支援  <u>元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</u></p> <p>(5) <u>北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</u>  <u>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</u></p> <p>① <u>融資制度の周知</u>  <u>融資の内容及び手続き等並びに平成 20 年 4 月 1 日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後</u></p>	<p>を支援する。</p> <p>(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p> <p>② 元島民等による自由訪問            北方四島への自由訪問を元島民等により構成される団体に委託して実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施            元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>(7) 融資説明・相談会の充実強化            道東を中心に全道、全国に居住する対象者に対し、融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
	<p><u>承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。</u></p> <p>② <u>関係金融機関との連携強化</u>  <u>制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。</u></p> <p>③ <u>リスク管理債権の適正な管理</u>  <u>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度</u></p>	<p>対象者が多く居住する地区 10 カ所で開催する。</p> <p>(イ) <u>関係金融機関との連携強化</u>  融資制度に対する理解と協力を得られるよう、関係金融機関との連携を一層強化し、制度利用の円滑化を図る。</p> <p>(ウ) <u>生前承継の促進</u>  平成 8 年に導入された融資資格の生前承継制度について、その内容、手続き等の周知徹底を図り、その利用を促進する。</p> <p>(イ) <u>リスク管理債権の縮減</u>  電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段により、不良債権の回収に努めることで以下のようにリスク管理債権を縮減するものとする。</p> <p>① <u>リスク管理債権額について、</u>  中期計画期間中は、債権回収によ</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>また、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 20 年度当初から法人資金の貸付を停止すること。</li> <li>・ 生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持すること。</li> <li>・ 住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた</li> </ul>	<p><u>から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</u></p> <p><u>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成 20 年度当初から法人資金の貸付を停止すること。</u></li> <li>・ <u>住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従</u></li> </ul>	<p>り、平成 17 年度末残高以下に抑制する。</p> <p>② 更生・生活資金のリスク管理債権額について、債権回収により平成 17 年度末残高に対し、10%以上縮減する。</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p>上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。</li> </ul> <p><b>4. 財務内容の改善に関する事項</b> 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。また、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</p>	<p><u>い、その措置を講ずること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。</u></li> </ul> <p><b>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</b> 別紙</p> <p><b>4. 短期借入金の限度額</b> 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。</p>	<p>現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)</p> <p><b>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</b> 別紙</p> <p><b>4. 短期借入金の限度額</b> 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
<p><b>5. その他業務運営に関する重要事項</b> 業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。</p>	<p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b> 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。</p> <p><b>6. 剰余金の使途</b> <u>剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。</u></p> <p><b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画 該当なし</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針 <u>職員の適性を的確に把握し、適性に合った人員配置を行う。</u> <u>業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。</u></p>	<p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b> 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。</p> <p><b>6. 剰余金の使途</b> 剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。</p> <p><b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画 該当なし</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>(7) 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織の構築</p> <p>(イ) 協会の職員定員は、運営費交付金勘定分と補助金勘定分とから構成される特性を有することから、両勘定間の相互人事交流を行う必要がある。この</p>

次期中期目標(平成 20 年度～24 年度)	次期中期計画 (平成 20 年度～24 年度) (案)	現行中期計画(平成 15 年度～19 年度)
	<p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期首より 1 名削減するものとする。</p> <p>(参考 1)</p> <p>1) 期首の常勤職員数 <u>18 人</u></p> <p>2) 期末の常勤職員数 <u>17 人</u></p> <p>(参考 2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み</p> <p>【法人単位】 <u>990 百万円</u> (非常勤役員報酬を除く)</p>	<p>ため効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員的能力、適性、経験・習熟度等を考慮して、人員を適正に配置する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期首より 1 名削減するものとする。</p> <p>(参考 1)</p> <p>1) 期首の常勤職員数 19 人 【一般業務勘定 7 人、貸付業務勘定 12 人】</p> <p>2) 期末の常勤職員数 18 人 【一般業務勘定 7 人、貸付業務勘定 11 人】</p> <p>(参考 2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み</p> <p>【一般業務勘定】 467 百万円 (非常勤役員報酬を除く)</p> <p>【貸付業務勘定】 462 百万円</p>

中期計画予算  
平成 20 年度～平成 24 年度

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	3, 1 9 2
貸付事業費補助金	8 9 4
貸付金利息収入	3 9 9
受託収入	3 2 9
事業外収入	2 1
計	4, 8 3 5
支 出	
北方対策事業費	2, 3 3 2
一般管理費	2 3 0
人件費	1, 1 6 5
貸付業務関係経費	7 7 9
受託業務費	3 2 9
計	4, 8 3 5

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※ 貸付業務関係経費については積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、20 年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

## [人件費の見積り]

期間中総額  $\left\{ \begin{array}{l} \text{一般業務勘定} \quad 607 \text{ 百万円} \\ \text{貸付業務勘定} \quad 383 \text{ 百万円} \end{array} \right.$  を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

## [運営費交付金算定方法]

ルール方式を採用

## [運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + (\text{北方対策事業費} + \text{一般管理費}) \times \beta \text{ (消費者物価指数)} - \text{自己収入見積額} + \delta \text{ (特殊要因増減)}$$
$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{社会保険料負担金} + \text{児童手当拠出金} + \text{退職手当}$$
$$\text{基本給等} = \text{前年度の (役員報酬} + \text{職員基本給} + \text{職員諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times (1 + \text{給与改定率等})$$
$$\text{一般管理費} = \text{前年度の一般管理費} \times \alpha 1 \text{ (効率化係数)}$$
$$\text{北方対策事業費} = \text{前年度の事業経費} \times \alpha 2 \text{ (効率化係数)} \times \gamma \text{ (政策係数)}$$

$\alpha 1$ 、 $\alpha 2$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、 $\delta$ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 1$  (効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 0.66%程度の業務の効率化を図る。

$\alpha 2$  (効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して 1%程度の業務の効率化を図る。

$\beta$  (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用。

$\gamma$  (政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

$\delta$  (特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

#### [注記]

中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年 0%、給与改定率の伸び率を年 0%、効率化係数を一般管理費については 99.34%、北方対策事業費については効率化係数を 99.0%、政策係数を 0%と仮定して計算している。

なお、貸付事業費補助金についても中期計画の効率化を達成するため、経費の削減を図る。

中期計画予算  
平成 20 年度～平成 24 年度

一般業務勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	3, 1 9 2
受託収入	3 2 9
事業外収入	1
計	3, 5 2 2
支 出	
北方対策事業費	2, 3 3 2
一般管理費	1 4 6
人件費	7 1 4
役職職員給与等	7 0 6
退職手当	9
受託業務費	3 2 9
計	3, 5 2 2

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額 6 0 7 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定方法]

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = 人件費 + (北方対策事業費 + 一般管理費) × β (消費者物価指数) - 自己収入見積額 + δ (特殊要因増減)

人 件 費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金 +  
+ 退職手当

基本給等＝前年度の（役員報酬＋職員基本給＋職員諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率等）

一般管理費＝前年度の一般管理費× $\alpha 1$ （効率化係数）

北方対策事業費＝前年度の事業経費× $\alpha 2$ （効率化係数）× $\gamma$ （政策係数）

$\alpha 1$ 、 $\alpha 2$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、 $\delta$ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 1$ （効率化係数）：一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 0.66%程度の業務の効率化を図る。

$\alpha 2$ （効率化係数）：北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。

$\beta$ （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用。

$\gamma$ （政策係数）：国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

$\delta$ （特殊要因増減）：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

#### 〔注記〕

中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年 0%、給与改定率の伸び率を年 0%、効率化係数を一般管理費については 99.34%、北方対策事業費については効率化係数を 99.0%、政策係数を 0%と仮定して計算している。

中期計画予算  
平成 20 年度～平成 24 年度

貸付業務勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸付事業費補助金	8 9 4
貸付金利息収入	3 9 9
事業外収入	2 0
計	1, 3 1 3
支 出	
貸付業務関係費	7 7 9
一般管理費	8 4
人件費	4 5 0
役職員等給与	4 4 0
退職手当	1 0
計	1, 3 1 3

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※貸付業務関係経費については積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、20 年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 3 8 3 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

なお、貸付事業費補助金についても中期計画の効率化を達成するため、経費の削減を図る。

収 支 計 画  
平成 20 年度～平成 24 年度

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 8 8 5
經常費用	4, 8 8 5
北方対策事業費	2, 3 3 2
貸付業務関係経費	7 7 9
一般管理費	2 3 0
人件費	1, 1 6 5
受託業務費	3 2 9
減価償却費	5 0
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	4, 8 8 5
運営費交付金収益	3, 1 9 2
貸付事業費補助金	8 9 4
貸付金利息収入	3 9 9
受託収入	3 2 9
事業外収入	2 1
資産見返負債戻入	5 0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	—
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金または補助金を財源とするものと想定している。

(注記) 当法人における貸倒引当金繰入額については、事前に貸倒見積高を算定することが困難なため、独立行政法人会計基準第 8 3 条に基づいて計上することとし、その全額について補助金を財源とすることを想定しており、後年度に要求するものである。

収 支 計 画  
平成 20 年度～平成 24 年度

一般業務勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3, 5 5 7
經常費用	3, 5 5 7
北方対策事業費	2, 3 3 2
一般管理費	1 4 6
人件費	7 1 4
受託業務費	3 2 9
減価償却費	3 5
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	3, 5 5 7
運営費交付金収益	3, 1 9 2
受託収入	3 2 9
事業外収入	1
資産見返負債戻入	
資産見返運営費交付金戻入	3 5
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	—
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収 支 計 画  
平成 20 年度～平成 24 年度

貸付業務勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1, 3 2 8
経常費用	1, 3 2 8
貸付業務関係経費	7 7 9
一般管理費	8 4
人件費	4 5 0
減価償却費	1 5
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	1, 3 2 8
貸付事業費補助金	8 9 4
貸付金利息収入	3 9 9
事業外収入	2 0
資産見返負債戻入	
資産見返補助金戻入	1 5
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	—
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、補助金を財源とするものと想定している。

(注記) 当法人における貸倒引当金繰入額については、事前に貸倒見積高を算定することが困難なため、独立行政法人会計基準第 8 3 条に基づいて計上することとし、その全額について補助金を財源とすることを想定しており、後年度に要求するものである。

資 金 計 画  
平成20年度～平成24年度

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,643
業務活動による支出	11,835
投資活動による支出	—
財務活動による支出	13,464
次期中期目標の期間への繰越金	344
資金収入	25,643
業務活動による収入	9,248
運営費交付金による収入	3,192
貸付事業費補助金による収入	894
貸付回収による収入	4,413
貸付金利息収入	399
その他の業務収入	350
投資活動による収入	—
財務活動による収入	16,150
前期からの繰越金	245

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画  
平成 20 年度～平成 24 年度

一般業務勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3, 6 8 7
業務活動による支出	3, 5 2 2
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
次期中期目標の期間への繰越金	1 6 5
資金収入	3, 6 8 7
業務活動による収入	3, 5 2 2
運営費交付金による収入	3, 1 9 2
その他の業務収入	3 3 0
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	1 6 5

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画  
平成 20 年度～平成 24 年度

貸付業務勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,956
業務活動による支出	8,313
投資活動による支出	—
財務活動による支出	13,464
次期中期目標の期間への繰越金	179
資金収入	21,956
業務活動による収入	5,726
貸付事業費補助金による収入	894
貸付回収による収入	4,413
貸付金利息収入	399
その他の業務収入	20
投資活動による収入	—
財務活動による収入	16,150
前期からの繰越金	80

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。